

# 長崎市農業経営開始資金交付要綱

長崎市告示第621号

令和4年12月12日

改正 令和5年6月16日告示第341号

## (目的)

第1条 この要綱は、農業のさらなる担い手の育成・確保と経営の安定につなげるため、新規就農者に対し、経営が安定するまでの一定期間において、経営安定に向けた総合的な資金として長崎市農業経営開始資金（以下「開始資金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

## (交付対象者)

第3条 開始資金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす独立・自営就農を行う者であること。

ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しており、当該農地が市内に存在すること。

イ 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、及び取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経常収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

カ 交付対象者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者であること。

(4) 交付対象者が作成した青年等就農計画等が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等の農業生産関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 青年等就農計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、農業経営を開始した日から3年を経過するまでの期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等の承認を受けた者であると市長が認める者であること。ただし、一戸一法人以外の農業法人を継承する者を除く。

(6) 目標地図に位置づけられた者等であること。

- (7) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (8) 交付対象者又は交付対象者が経営する法人が、次の各号に掲げる事業による助成金又は補助金の交付をいずれも現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- ア 新規就農者育成総合対策実施要綱別記 3 に定める雇用就農資金
  - イ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に定める農の雇用事業
  - ウ 新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に定める就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業
  - エ 新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に定める雇用就農者実践研修支援事業
  - オ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に定める経営継承・発展支援事業
  - カ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記 1 に定める経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱別記 6 に定める初期投資促進事業のうち補助対象事業費が上限額 1,000 万円（夫婦の場合は一人当たり 750 万円）の事業
- (9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等に加入している又は加入する

ことが確実と見込まれること。

- (10) 前年の世帯全体の所得（被災による開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）が600万円以下の者（当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める者を含む。）であること。
- (11) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (12) 令和2年4月以降に農業経営を開始した者であって、農業経営の期間が3年以下であるものであること。

2 前項第2号に規定する独立・自営就農を行う者が農業経営を法人化している場合は、同号ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」とする。

（開始資金の交付額及び交付算定期間）

第4条 開始資金の交付額は、1月につき1人当たり12.5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、夫婦合わせて、同項に定める額に1.5を乗じて得た額を開始資金の交付額とする。

- (1) 家族経営協定（家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）の第2に規定する協定をいう。）を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦ともに目標地図に位置づけられた者等となること。

3 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合（当該農業法人及び交付対象者それぞれが目標地図に位置づけられた者等である場合に限る。）は、1月につき交付対象者1人当たり12.5万円とする。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1に定める農業次世代人材投資事業による助成金又は開始資金の交付を受けている場合は、その3年度目を越えている農業者とする。）が農業法人の役員に1名でも存在する場合は、当該農業法人の他の役員も交付の対象外とする。

4 開始資金の交付の対象として算定する期間（以下「交付算定期間」という。）は、農業経営を開始した日から3年を経過する日までを上限とする。ただし、第13条の規定により開始資金の交付を休止した期間がある場合（第2項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。）は、当該休止した期間は当該交付算定期間に算入しない。

（経営開始計画の承認申請）

第5条 開始資金の交付を受けようとする者は、長崎市農業経営開始資金経営/開始/変更/計画承認申請書（第1号様式）により、経営開始計画について市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請に添付が必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 経営を開始した時期を証明する書類
- (2) 経営を継承した場合は、継承した農業経営に従事していた期間が5年以内であることを証明する書類
- (3) 農地並びに主要な農業機械及び農業施設の一覧が確認できる書類
- (4) 農地の権利設定の状況が確認できる書類
- (5) 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者又は交付対象者が経営す

る法人が所有し、又は借りていることが確認できる書類

(6) 前年の世帯全員の所得を証明する書類

(経営開始計画の承認)

第6条 市長は、前条の規定による経営開始計画の承認申請があった場合は、その内容を審査し、当該経営開始計画を承認したときは、その申請者に長崎市農業経営開始資金経営 / 開始 / 変更 / 計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(経営開始計画の変更)

第7条 前条の規定による承認を受けた者は、経営開始計画を変更する場合は、長崎市農業経営開始資金経営 / 開始 / 変更 / 計画承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による経営開始計画の変更について準用する。

(開始資金の交付申請)

第8条 開始資金の交付の申請は、規則第22条の規定により、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市農業経営開始資金交付申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び同項第2号の収支予算書は、長崎市農業経営開始資金経営 / 開始 / 変更 / 計画承認申請書の経営開始計画及び当該申請書の収支計画（別添1）によるものとする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、前年の所得を証明する書類の写しとする。

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の添付

書類は省略させるものとする。

- 5 開始資金の交付の申請は、第6条の規定により承認を受けた経営開始計画に定める交付期間（開始資金の交付を受ける期間をいう。以下同じ。）につき、半年を単位として行うものとし、当該経営開始計画の承認後の申請にあつてはその承認された日の属する年度の3月15日までに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、1か月分から12か月分までの間で月単位で交付を行うことができるものとする。

（開始資金の交付の決定）

- 第9条 開始資金の交付の決定の通知は、規則第22条の規定により、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、長崎市農業経営開始資金交付決定確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開始資金の交付手続の特例）

- 第10条 この要綱による開始資金の交付については、規則第21条の規定により、規則第13条に規定する補助金等確定通知書による通知は、省略するものとする。

（就農報告等）

- 第11条 第9条に規定する通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、開始資金の交付期間中、直近の1月から6月までの就農分は7月末までに、直近の7月から12月までの就農分は翌年1月末までに、就農状況報告（独立・自営就農）（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（開始資金の交付）

- 第12条 開始資金は、規則第15条第1項ただし書の規定により前金払により交付できるものとする。

（交付の停止）

第13条 市長は、受給者が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、開始資金の交付を停止することとする。

- (1) 第3条に規定する交付対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止し、又は休止した場合（次条第3項の規定により休止の理由がやむを得ない理由であると市長が認めて休止した場合を除く。）
- (3) 前条に規定する就農状況報告を市長に提出しなかった場合
- (4) 開始資金の適正な執行の確保のために国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しなかった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、開始資金の交付期間中に、適切な農業経営を行っていないと市長が認める場合  
(交付の休止)

第14条 受給者は、病気、災害その他のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、休止する期間は1年（受給者が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合は3年）以内とする。

2 前項の休止届を提出した受給者は、就農を再開する場合は、経営再開届（第7号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による休止届の提出があった場合において、休止の理由がやむを得ない理由であると認めたときは開始資金の交付を休止するものとする。

4 市長は、受給者から第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、第9条の規定により決定を受けた交付期間においては開始資金の交付を再開するものとする。

（開始資金の返還）

第15条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める開始資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合にあって、病気、災害その他のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 既に交付した開始資金の対象期間中に第13条に掲げる規定に該当した場合 当該規定に該当した月以後の対象期間の月数分の開始資金

(2) 虚偽の申請を行った場合 交付済みの開始資金の全額

(3) 開始資金の交付期間（休止等実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合 交付済みの開始資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除して得た値を乗じて得た額

2 交付対象者は、前項ただし書の規定により開始資金の返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の返還免除申請があったときは、その内容を審査し、その可否を返還免除申請承認（不承認）通知書（第9号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年12月12日長崎市告示第621号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同

日までに開始資金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和5年6月16日長崎市告示第341号）

この要綱は、告示の日から施行する。

長崎市農業経営開始資金経営 開始  
変更 計画承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所：  
[申請者] 氏 名：  
電話番号：  
（生年月日： 年 月 日： 歳）

長崎市農業経営開始資金交付要綱 第5条  
第7条 の規定により、次の経営 開始  
変更 計画の承認を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

また、新規就農者育成総合対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び長崎市農業経営開始資金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱及び交付要綱の規定により、長崎市農業経営開始資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて）誓約します。

# 経営開始計画 変更

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 経営に係る計画

経営開始時期	年	月			
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親元就農 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 経営を継承 ( <input type="checkbox"/> 全体を継承   <input type="checkbox"/> 一部を継承 )                      継承する経営での従事期間    _____ 年    _____ ヶ月  <input type="checkbox"/> 新たな部門を設立                 </td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 経営を継承 ( <input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承 ) 継承する経営での従事期間    _____ 年    _____ ヶ月 <input type="checkbox"/> 新たな部門を設立
<input type="checkbox"/> 経営を継承 ( <input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承 ) 継承する経営での従事期間    _____ 年    _____ ヶ月 <input type="checkbox"/> 新たな部門を設立					
経営内容*	作目 : _____ a 作目 : _____ a (その他 : _____ )				
所得目標*	万円/年		経営面積*	_____ a (合計)	
家族労働力*	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数		
雇用労働力*	(人・日)				

\* 就農5年後の目標を記入すること。

4 「目標地図又は人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置づけられている <input type="checkbox"/> 位置づけられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

5 将来の経営ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

6 交付期間

年 月 ~ 年 月
-----------

7 過去の農業教育・研修等の経験

(1) 研修先の名称等

名 称		所 在 地	
専 攻 ・ 営 農 部 門		研修期間	年 月 ~ 年 月

(2) 研修内容等

--

(3) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 に定める農業次世代人材投資資金（準備型）又は就農準備資金交付期間

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

8 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、就農準備支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず開始資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	

9 保証人

住 所
氏 名

住 所  
氏 名

添付書類

- 1 収支計画（別添 1）
  - 2 履歴書（別添 2）
  - 3 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
  - 4 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
  - 5 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書及び住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
  - 6 農地並びに主要な農業機械及び農業施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び農業施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
  - 7 市税（農業経営を法人化している場合にあっては、市税、事業税、消費税又は地方消費税）の滞納をしていないことの証明書
  - 8 通帳の写し
  - 9 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 6 0 0 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から開始資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
  - 1 0 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
- \* 3 経営に係る計画及び 7 の(1) 研修先の名称等及び(2) 研修内容等については、青年等の就農促進のための開始資金の貸し付け等に関する特別措置法に基づく就農計画に記載しており、当該計画が都道府県知事から認定を受けている場合は、就農計画を添付することで記載を省略することができる。
- \* 既に就農している場合は、実績を記載すること。
- \* 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に定める「合計所得金額」。
- \* 9 保証人については、保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

別添1

収支計画

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農業 収入	(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	その他							
	長崎市農業経営開始資金 (円)							
	収入計 (円) ① (開始資金を除く)							

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農業 経営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計 (円) ②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							

所得計 (円) ①-②					
-------------	--	--	--	--	--

\* 既に就農している場合は、実績を記載すること。



長崎市農業経営開始資金経営 開始 変更 計画承認通知書

第 号  
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで承認申請のあった経営 開始 変更 計画については、審査の結果、適当と認められるので承認し、長崎市農業経営開始資金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 経営開始時期
- 2 交付期間

## 長崎市農業経営開始資金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所  
氏 名

長崎市農業経営開始資金交付要綱第8条の規定により農業経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日							
今回申請する開始資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日							
前年の世帯所得 被災による開始資金の交付休止期間中の所得を除く額	(ア)									円
今年度の交付金額	(イ)									円
今回の交付申請額										円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成			<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない							

開始資金の振込口座

振  替  先	金 融 機 関 名	支 店 等 名
	預 金 種 別	口 座 番 号
	1 普通 2 当座 4 貯蓄 9 別段 (該当するものを○で囲んでください)	
	口座名義（カタカナで記入してください。）	

長崎市指令 第 年 月 日  
年 月 日

様

長崎市長



### 長崎市農業経営開始資金交付決定確定通知書

年 月 日付で申請のあった長崎市農業経営開始資金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

#### 1 交付決定及び確定額

¥	百万			千			円
---	----	--	--	---	--	--	---

#### 2 交付期間

年 月 日 から 年 月 日

#### 3 交付条件

本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、地域農業の振興に努めること。

就農状況報告(独立・自営就農)

年 月 日

(あて先) 長崎市長

氏 名

長崎市農業経営開始資金交付要綱第11条の規定により就農状況報告を提出します。

1 独立独立・自営就農(予定)時期

<input type="checkbox"/>	既に就農している	(就農日)
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない※	(就農予定日)

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・飼養頭数等			
合計					
農業経営の 構成（交付 対象者本 人・家族労 働力）	氏名	年齢	交付対象者・交付対象 者との続柄（法人経営 の場合は、役職）	年間の農 業従事日 数	担当業務
雇用労働力					

### 3 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積(a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績(作業受託面積等)	
	単純計 換算後			

### 4 前年の世帯全体の所得（開始資金を含む）

万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由

5 農業経営基盤強化準備金

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

6 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

7 報告対象期間における長崎県主催の新規就農者等交流会への参加について

<input type="checkbox"/>	参加した	
	参加した回数	
	交流会の内容	
<input type="checkbox"/>	参加しなかった	

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

<input type="checkbox"/>	加入している	
	加入している農業共済等の名称	
<input type="checkbox"/>	加入していない	

9 収支計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 1 作業日誌（別添1（別添1と同様の内容が記載されたものであれば、別添1の様式に限らない。））
- 2 決算書（別添2）及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者の場合は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ）
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地並びに主要な農業機械及び農業施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び農業施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がない場合は、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び農業施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）
- 5 青年等就農計画認定書の写し
- 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付すること。



## 決算書

		収支計画に記載 の数値 a	実績 b	実績/計画 b / a	
農業 収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他 (作業受託含む)				
	経営開始資金 (円)				
	収入計 (円) ① (開始資金を除く)				
	収入計 (円) ② (開始資金を含む)				

		収支計画に記載の 数値 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 経営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資(内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				
農業所得 (円) ⑤		総所得 (開始資金含む) (円) ② - ③ + ⑤		

## 休止届

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

次の理由により就農を休止するので、長崎市農業経営開始資金交付要綱第14条第1項の規定により休止届を提出します。

休止予定期間	
休止理由	
再開に向けたスケジュール	

### 添付書類

- ・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合に限る。)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合に限る。)

## 就農再開届

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

就農を再開するので、長崎市農業経営開始資金交付要綱第14条第2項の規定により就農再開届を提出します。

就農中断期間	
就農再開日	
要就農継続残期間	

## 返還免除申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

氏 名

長崎市農業経営開始資金交付要綱第15条第2項の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

## 返還免除申請承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請があった返還免除については、審査の結果、適当（不適当）と認められるので承認（不承認）し、長崎市農業経営開始資金交付要綱第15条第3項の規定により通知します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--